

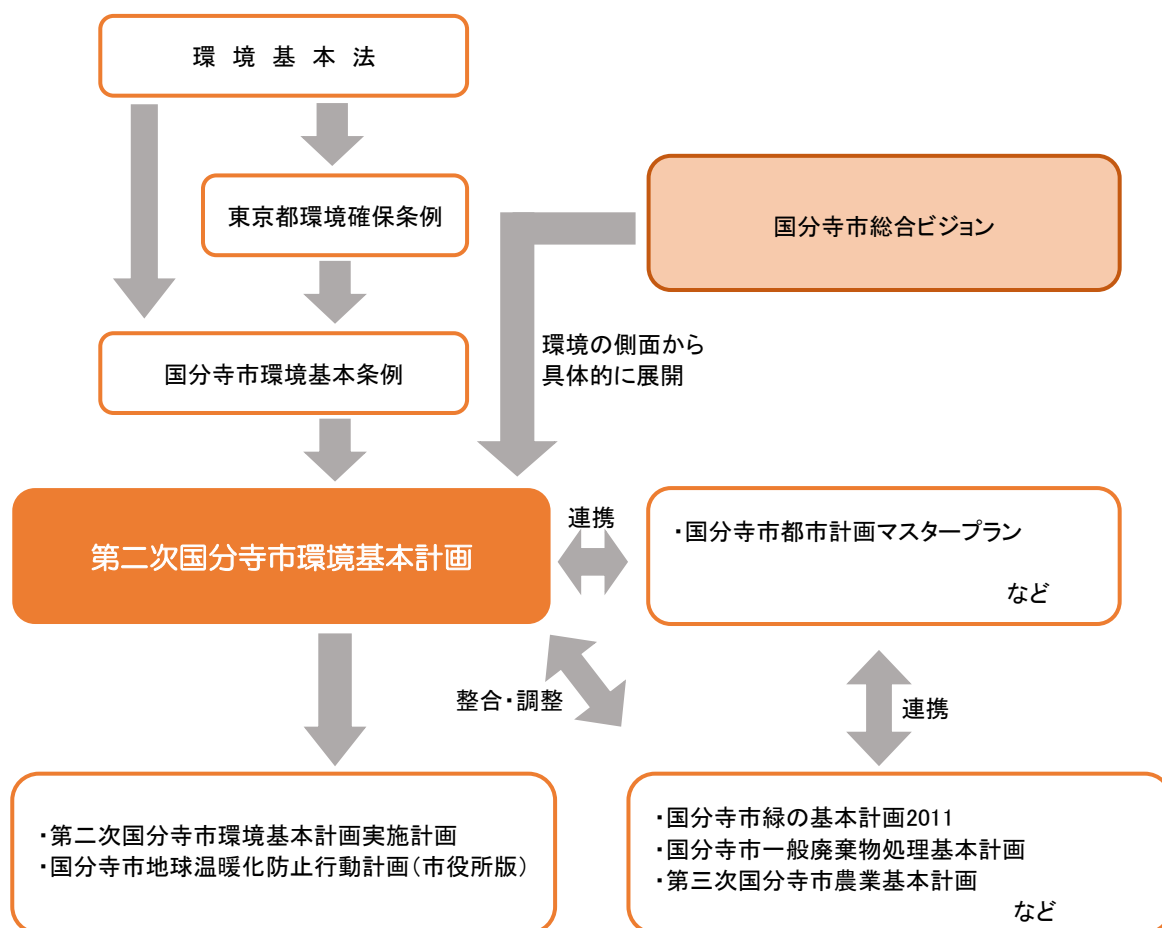
第1章 環境基本計画の概要

1 国分寺市環境基本計画の策定

平成16年3月に「環境負荷の少ない持続可能な社会」の構築を目的に「国分寺市環境基本計画」を策定しました。その後、取組の成果や課題、社会情勢の変化などを踏まえ、環境施策のさらなる推進のため、平成26年3月に『第二次国分寺市環境基本計画』（以下、「環境基本計画」といいます。）へ改定を行いました。

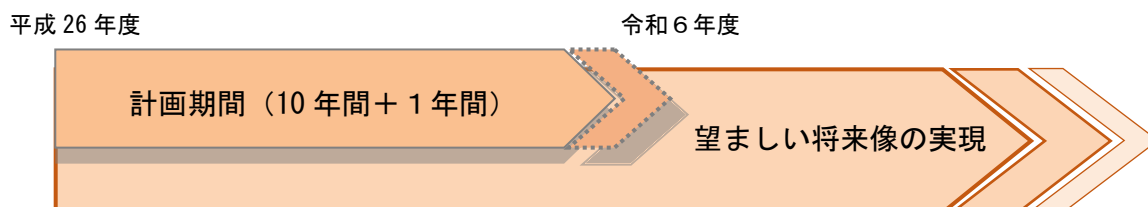
2 計画の位置づけ

環境基本計画は国分寺市環境基本条例第7条に基づいた計画であり、国分寺市総合ビジョンを環境の側面から具体的に展開していくため、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の基本的方向性及び施策展開の指針を示すものです。



3 計画の期間

計画期間は、長期的な視点を持った計画とするため、おおむね 30 年後を見越した上で、平成 26 年度から令和 5 年度までの 10 年間として計画を策定しました。なお、国分寺市総合ビジョンの計画期間との整合を図るため、令和 2 年度に 1 年延伸を決定し、令和 6 年度までを計画期間としました。



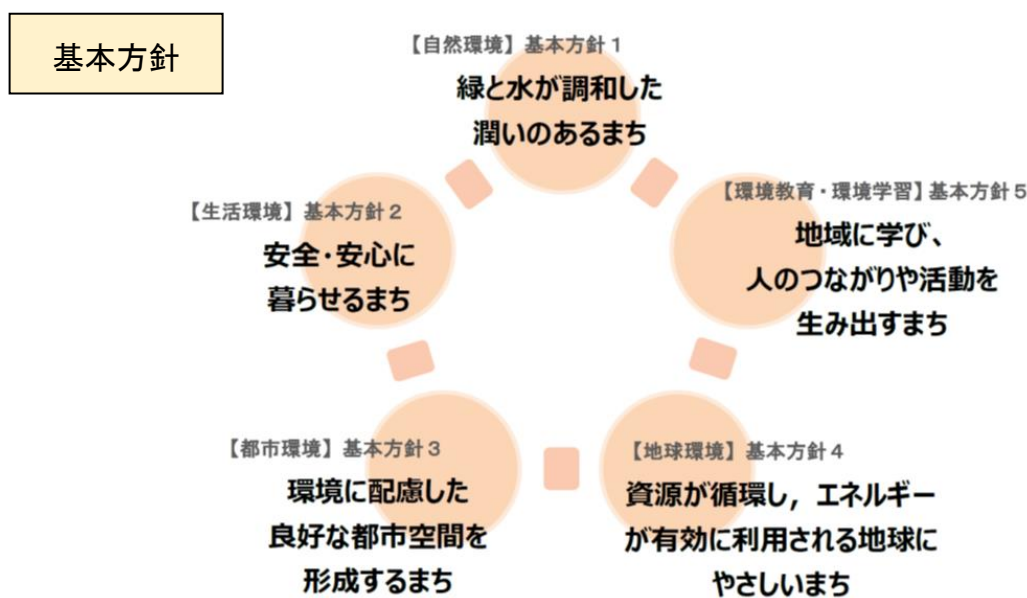
4 対象とする環境の範囲

環境基本計画が対象とする環境の範囲は、「緑」、「水」、「生物」からなる“①自然環境”、「公害」、「食」からなる“②生活環境”、「道路・交通」、「景観」、「歴史遺産・文化財」からなる“③都市環境”、「資源」、「温暖化・エネルギー」、「ごみ」からなる“④地球環境”、「教育・学習」、「人づくり」、「仕組みづくり」からなる“⑤環境教育・環境学習”の 5 つの分野を対象とします。

5 市がめざす環境の望ましい将来像と基本方針

環境基本計画では、市の環境の現状と課題や市民ワークショップの意見などを踏まえ、望ましい将来像と将来像の実現に向けた 5 つの基本方針を設定しています。

望ましい将来像
未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境



6 実施計画

(1) 第二次環境基本計画実施計画（後期）

環境基本計画を具体的に展開するための計画として、令和3年3月に『第二次環境基本計画実施計画（後期）』（以下、「後期実施計画」といいます。）を策定しました。後期実施計画では、環境基本計画に定めた49の「主な施策」の具体的な内容を示す「具体的施策」及び重点プロジェクトと主な施策の関連性について定めています。

これらの施策の令和5年度における実施状況は、第3章「重点プロジェクトの評価」及び第4章「施策の評価及び各施策に紐づく取組の進捗状況」のとおりです。

(2) 第二次環境基本計画実施計画（後期）とSDGsの関係について

後期実施計画では、環境基本計画の対象とする【自然環境】、【生活環境】、【都市環境】、【地球環境】、【環境教育・環境学習】の5つの環境分野における103の具体的施策（取組）に取り組むこととしています。これらの個々の取組について、SDGsとの関係を整理するため、後期実施計画上では、取組ごとに特に関連の深いSDGsの17のゴールを示しています。

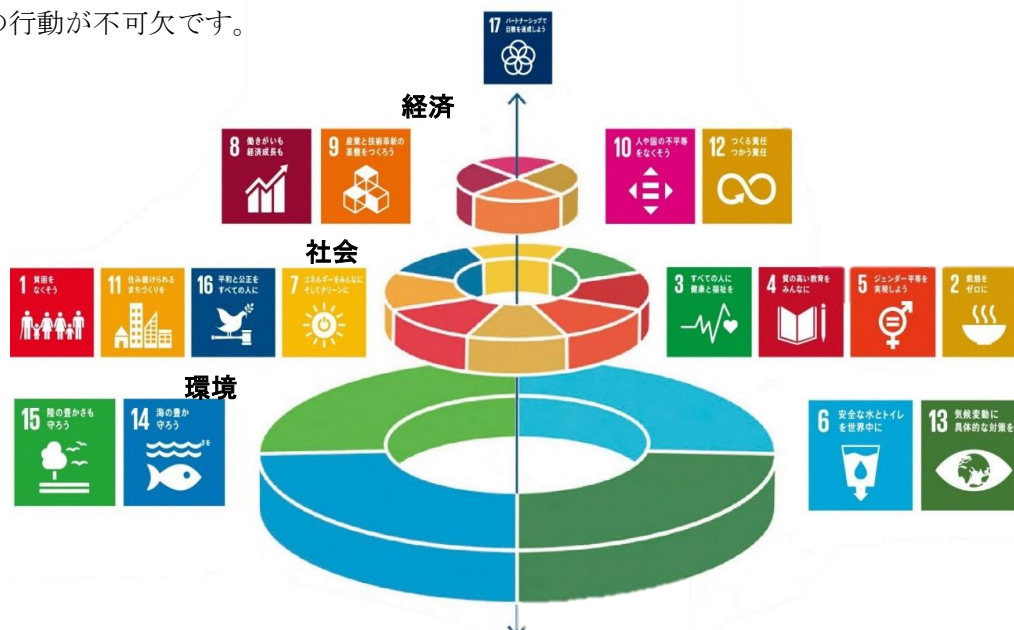
後期実施計画に位置付けた取組の推進により、持続可能なまちづくりを実現します。

SDGs（持続可能な開発目標）とは

平成27年9月にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の令和12（2030）年を達成期限とする世界共通の目標です。

SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより、「誰ひとり取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すもので、17のゴール・169のターゲットが掲げられています。

SDGsは、途上国のみならず先進国を含めた全ての国が取り組む必要があるユニバーサル（普遍的）なものであるとともに、それぞれのゴールは密接に関連し、経済・社会・環境の三つの側面のバランスの取れた推進が重要とされています。目標の達成には政府、市民、企業といった様々な主体の行動が不可欠です。



<SDGsウェディングケーキモデル>

ストックホルムレジリエンスセンターのヨハン・ロックストローム氏が提唱した、17のゴールを「環境」、「社会」、「経済」の3層に並べ替え、その基軸にパートナーシップを配置した各ゴールの関係性の捉え方。

出典：ストックホルムレジリエンスセンターホームページから作成

7 施策体系

「望ましい将来像」を実現するために設定した環境分野・基本方針、施策の方向、主な施策は以下のとおりです。

望ましい将来像	環境分野・基本方針	施策の方向
未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境	【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち	1－1 緑と水のネットワークの形成
		1－2 緑の保全
		1－3 まちなかの緑化
		1－4 水環境の保全・整備
		1－5 都市農地の保全・活用
		1－6 生き物の生息空間の保全
	【生活環境】 安全・安心に暮らせるまち	2－1 生活環境の確保
		2－2 生活環境のモニタリング
		2－3 化学物質対策の推進
		2－4 食の安全性の確保
	【都市環境】 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	3－1 環境に配慮したみちづくり
		3－2 環境に配慮したまちづくり
		3－3 地域性豊かな景観の形成
	【地球環境】 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	4－1 地球温暖化対策の推進
		4－2 省エネルギー・省資源の促進
		4－3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進
		4－4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進
	【環境教育・環境学習】 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち	5－1 環境教育・環境学習の推進
		5－2 人づくり、仕組みづくり

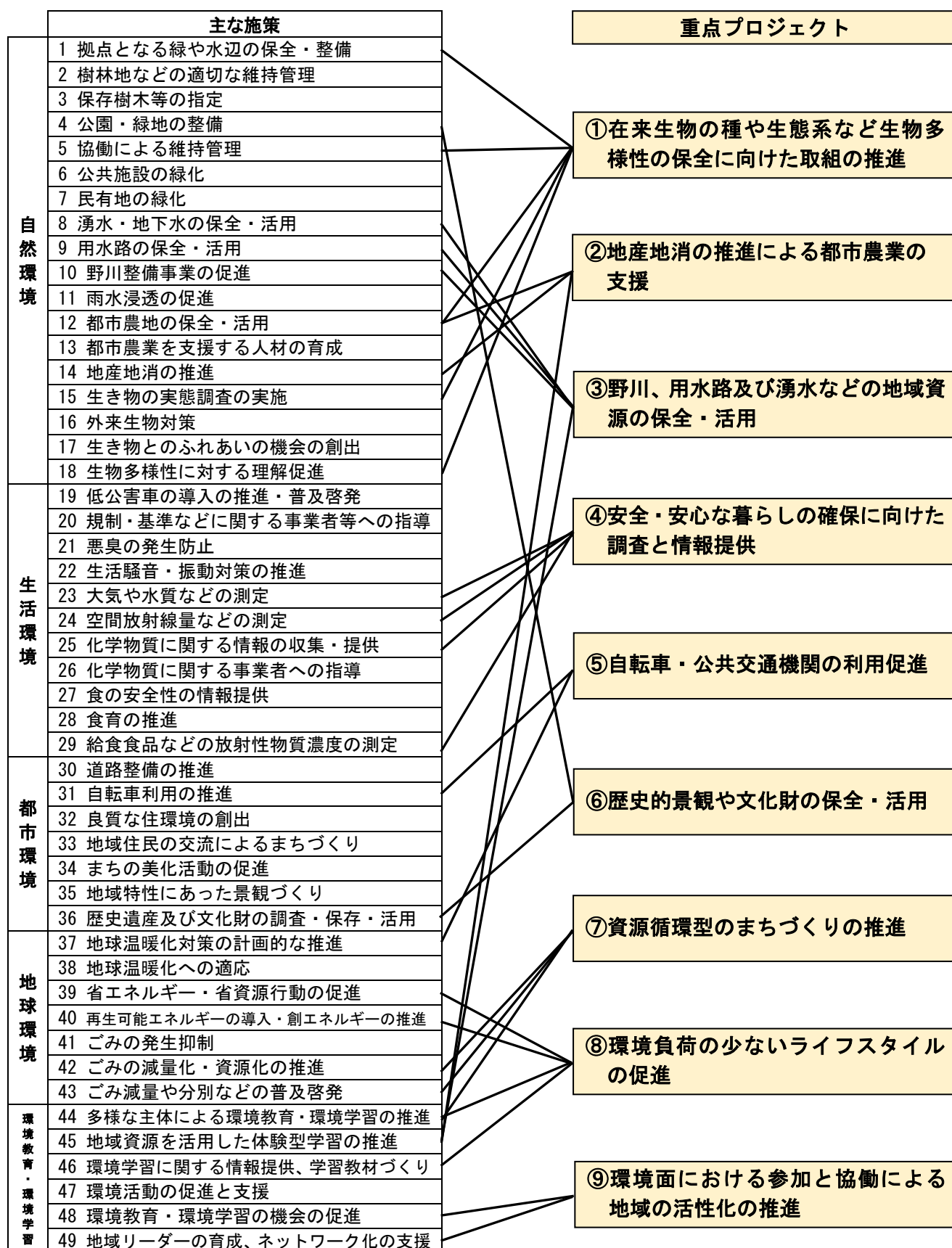
重点プロジェクト（9プロジェクト）



主な施策	
1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	
2 樹林地などの適切な維持管理 4 公園・緑地の整備	3 保存樹木等の指定 5 協働による維持管理
6 公共施設の緑化	7 民有地の緑化
8 湧水・地下水の保全・活用 10 野川整備事業の促進	9 用水路の保全・活用 11 雨水浸透の促進
12 都市農地の保全・活用 14 地産地消の推進	13 都市農業を支援する人材の育成
15 生き物の実態調査の実施 17 生き物とのふれあいの機会の創出	16 外来生物対策 18 生物多様性に対する理解促進
19 低公害車の導入の推進・普及啓発 21 悪臭の発生防止	20 規制・基準などに関する事業者等への指導 22 生活騒音・振動対策の推進
23 大気や水質などの測定	24 空間放射線量などの測定
25 化学物質に関する情報の収集・提供	26 化学物質に関する事業者への指導
27 食の安全性の情報提供 29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	28 食育の推進
30 道路整備の推進	31 自転車利用の推進
32 良質な住環境の創出 34 まちの美化活動の促進	33 地域住民の交流によるまちづくり
35 地域特性にあった景観づくり	36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
37 地球温暖化対策の計画的な推進	38 地球温暖化への適応
39 省エネルギー・省資源行動の促進	
40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
41 ごみの発生抑制 43 ごみ減量や分別などの普及啓発	42 ごみの減量化・資源化の推進
44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進 46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	45 地域資源を活用した体験型学習の推進 47 環境活動の促進と支援
48 環境教育・環境学習の機会の促進	49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援

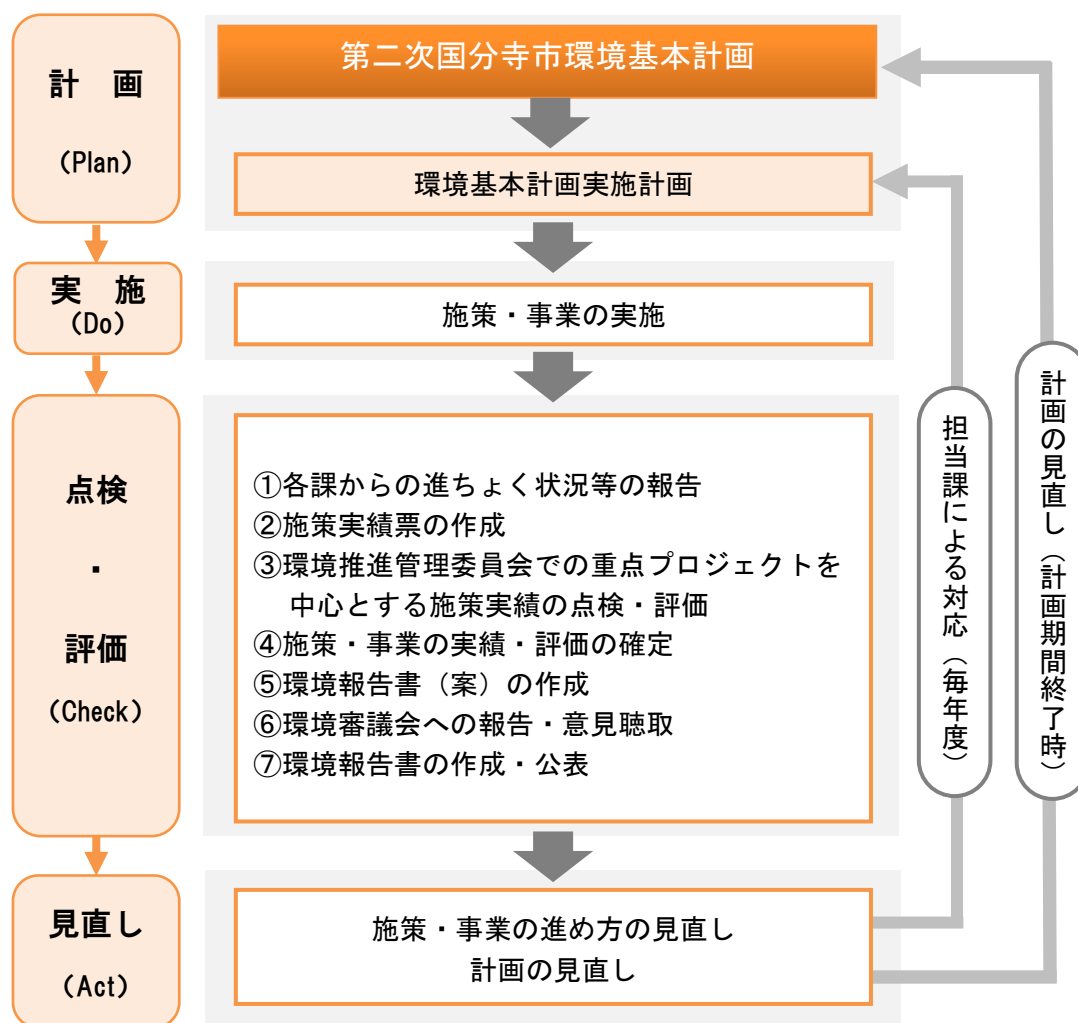
8 重点プロジェクト

重点プロジェクトは、環境基本計画を具体的に推進することを目的としており、分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成しています。



9 進行管理

環境基本計画実施計画では、以下の計画、実施、点検・評価、見直しの手順（PDCAサイクル）により、毎年度、施策の進捗状況を点検・評価し、その結果を環境報告書にまとめ、公表しています。このことにより、施策の進め方や計画の見直しにつなげるとともに、市の事務及び事業による環境への配慮を推進しています。



10 推進体制

●国分寺市環境審議会

国分寺市環境基本条例第 30 条（環境審議会の設置及び組織）の規定に基づき、公募市民（4 人以内）、学識経験者（4 人以内）、事業者の代表者（2 人以内）、関係行政機関の職員（2 人以内）の 12 人以内で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関して審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

●国分寺市環境推進管理委員会

国分寺市環境基本条例第 27 条（環境推進管理委員会）の規定に基づき、公募市民（2 人以内）、事業者の代表者（2 人以内）、学識経験者（3 人以内）、環境ひろばから選出された者（2 人以内）、市職員（3 人以内）の 12 人以内で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進捗状況の管理・評価を行います。

●国分寺市環境ひろば

国分寺市環境基本条例第 28 条（環境ひろば）の規定に基づき、市民及び事業者が環境の保全、回復及び創造に関する意見を自由に交換する場として平成 16 年 8 月に設置しました。

毎月 1 回、環境に関する意見交換を行い、必要に応じて市の環境施策について意見を述べるほか、市民への啓発活動、環境イベント等を市と協働で開催しています。

推進体制（イメージ図）

